

軽自動車税の税額が変わります

平成26年度税制改正により平成27年度から「最初の新規検査を受けた日」を基準として軽四輪等の税額が以下のとおり変更となります。
 また、グリーン化を進める観点から、「最初の新規検査を受けた日」から13年を経過した全ての四輪車等について、平成28年度から概ね20%の重課を導入します。
 「最初の新規検査を受けた日」は自動車検査証の「初年度検査年月」に記載されています。
 平成15年10月14日より前に最初の新規検査を受けた車両については「初年度検査年」までしか記載がないため、その年の12月に検査を受けたものとみなされます。

車種区分			標準税率		(経年重課※③) 初年度検査後13年経過した車両	
			(現行※①) 初年度検査が平成27年 3月31日以前の車両	倍率		(新税率※②) 初年度検査が平成27 年4月1日以後の車両
三輪のもの			3,100円	1.25	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用のもの	営業用	5,500円	1.25	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	1.50	10,800円	12,900円
	貨物用のもの	営業用	3,000円	1.25	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	1.25	5,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円	1.50	2,400円	-
	その他のもの		4,700円	1.25	5,900円	-

※①現行税率

- 平成27年度以降も、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両に適用

※②標準税率の引上げ(平成27年度分から)

- 軽四輪車等 : 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用

※③標準税率の概ね20%の重課を導入(平成28年度分から)

- 平成28年度課税から、賦課期日(4月1日)時点で最初の新規検査から13年を経過している車両に適用
 ただし、「電気自動車」、「天然ガス自動車」、「メタノール(混合メタノール含む)自動車」、
 「ハイブリット自動車」、「被牽引車」、「専ら雪上を走行するもの」に関しては、重課税率は摘要されません。

原動付自転車や軽二輪等については、新規検査の時期や購入時期に関わらず、平成27年度から新税率が適用される予定でしたが、平成27年1月14日に閣議決定された「平成27年度税制改正の大綱」にて、平成28年度に延期することが示されました。